〔博士論文要旨〕

中国革命と基層幹部
――内戦期の政治動態――

天児慧

本書は中国革命史に見られる政治変動の問題を主として二つの視角から分析し、これまで明らかにされてこなかった特質を有するものとして描こうとした一試論である。本書全体を貫く基本的な問題関心は中国革命が多様な動態であり、多元的であることを実証的に示し、政治学領域においてその構造的なメカニズムを考察することにある。従来の中国革命史研究の主流はあまりにも画一的・静態的であった。二つの視角とは、第一に政治指導のトップから基層に至るレベルごとの相違に着目することである。とりわけここでは基層レベルの政治指導の在り方をめぐる問題に焦点があてられている。第二の視角は、自然的・社会的・歴史的等の要件によって創り出される地域性あいは空間性の相違に着目することである。対象とした時期は主として内戦期―すなわち第三次国内戦争期―と呼ばれる期間である。それは中国史上、最も激しくかつ〝変動〟概念の有する諸要素を典型的に含んだ時期であった。実証分析の対象とした地域は、当時中共の勢力下におかれていた所謂、解放区と呼ばれる農村地域―特に陝甘寧と晋冀魯予の二つの地域―である。

《序章、中国革命史研究の現況》

ここでは、中国革命史研究の中で本書がどのような位置にあるのかを明らかにする作業を行なった。一九七〇年代以降のわが国における中国革命史研究は、それまでの研究が中共のトップリーダーとりわけ毛沢東を中心になされる傾向があったことに比べて、はるかに総合的・相対的にアプローチしていこうとする趨勢にある。なかでも非中共系列および中共系列内の非中央レベルにおける研究は著しく活発である。本書は後者に属し、これまで本格的な研究対象として扱われてこなかった基層レベルの政治動態を解析し、それによって中国革命史の総合的な理

解に一定の貢献をなすものであればと考える。

《第一章、問題の提起》

ここでは本書全体を通した中心概念となる基層幹部をめぐる理論上の問題を提起している。まず、基層幹部という用語概念を「幹部」と「基層」に分解し、それぞれが近現代史の中で実際に用いられた際の意味やこれまでの研究成果の検討などから明らかにしている。要するに基層幹部とは、組織形態的には党中央を頂点とした巨大なピラミッド型指導体制の末端＝基層に位置し、同時に日常的に直接大衆と接触する幹部のことである。そして、一面では上級の指導を受け、その政策や指示を大衆に伝達・宣伝し、同時に大衆の意見や要求、基層レベルの具体的な状況を集約し、政策決定のための様々な材料を上級に提供する役割をもつ。さらに、基層レベルのあらゆる分野での運動を積極的に推進する中核的な役割を果すと考えられる。ここでは政治変動および政治発展の理論枠組とそれに即した中国政治の大まかな特質から、基層幹部の占める位置や役割は独自的・主体的であり、変動の中心的なファクターを構成するとの仮説を提出した。

《第二章、中国の政治指導構造と基層幹部》

ここでは一九四〇年代の農村における中共の政治指導構造の中で基層幹部がどのような位置・役割としてとらえられ、如何なる問題を含んでいたのかといった問いを、(1)組織・制度上から、(2)トップリーダーの認識上から、(3)現実態から、検討している。(1)については党組織、政府組織、大衆組織における基層幹部が考察された。組織・制度的にみれば、支部党員としての基層幹部は党の上級に対する手足的な存在の側面が強く、郷・村政府指導者としての基層幹部は上級政府の手足的存在と民衆指導の中核的存在が比較的バランスのとれた形で機能することになっている。さらに大衆組織における基層幹部は文字通り民衆指導の中核的存在である。三者の関係から見れば基層レベルの政治変動は、上級の党委員会の指示を受けた党支部を中心に政府や大衆組織の基層幹部の実践活動を通じて形成されることになる。(2)については、毛沢東、劉少奇、陳雲の主張が検討され、それぞれの微妙なズレについての指摘も行なったが、総じて「党と大衆とのかけ橋」「党政策の最後の遂行者」というイメージが、当時のトップリーダー達のほぼ共通した基層幹部観であった。しかし、以上のような基層幹部イメージも現実態の中でとらえなおす時、多くの問題やギャップが浮び上がってくる。この点は第五、六章で詳細に検討されており、(3)では基層幹部の量、基準、機能の側面から重要点のみが提示された。特に基層幹部の絶対量の少なさ、訓練された幹部（cadre）という意味では極めて未熟な質であったこと、実践的機能として単なる「指導者と大衆とのパイプ役」という概念からはみだした要素を本質的に有していること、などから現実態としての基層幹部は、(1)(2)で示されたものとは一定の重要なズレを有している。そして、彼らの在りようと中共指導との時には相互補完的

な、時には厳しい緊張関係の絡み合いの中に、内戦期の政治変動をダイナミックにせしめた重要な根拠の一つを見るべきと考える。

《第三章、政治変動の諸環境》

ここでは内戦期政治変動を規定する要素として、陝甘寧と晋冀魯予地域の内戦前期の経済・政治的そして地理的特徴を明らかにし、その上で政治変動要因の問題を検討している。前者の地域は全国的にみてかなり貧しい地域であったが、抗日期における中共勢力最強の根拠地であり、指導体制や大衆組織は比較的整備され、経済諸改革も一定の成果をあげていた地域であった。後者の地域は華北大平原の一部を含んだ豊かな地域であったが、抗日期の戦乱や自然災害による耕地の荒廃は顕著であり、中共の指導体制や大衆の組織化の不十分さが目立ち経済諸改革の進展もままならぬものであった。こうした実情と内戦期における両地域の運動の展開過程を見るならば、政治変動要因に関する二つの特質が浮び上がってくる。第一は、一般に経済的な貧困性が政治変動の主たる要因と考えられているが、それ以上に貧困化の速度、貧困化の落差の問題が重要な意味を有しているということである。第二は、元来政治変動期におけるその中核的な担い手と考えられていた中共組織およびその影響下にある大衆組織の体系化の進展は、必ずしも政治変動推進の必要条件ではなかったということである。

《第四章、華北農村の大衆運動》

内戦期の大衆運動はおよそ、土地改革を中心に旧来の政治・経済・社会的諸関係を揺り動かし新たな諸関係を創出していく、中国革命史上最も広範で激しい運動であった。しかし、それは地域によって実に多様な展開を見せており、ここで検討した二地域の場合も顕著な相違を示した。総じて言えば、前者における大衆運動は「耕者有其田」を目指す土地改革の面でも、地主支配体制の打破に向けた諸活動の面でも極めて漸進的であり、かつそれほどの盛り上りを示していない。運動の周辺への広がりもほとんど目立ったものは見られなかった。「五四指示」（一九四五年五月）から「中国土地法大綱」（一九四七年一〇月）へと急進化する中共中央の基本政策の変化にも十分対応しきれていない。これに対して、後者の大衆運動はその広がりにおいても深化の点でも極めて急進的でありダイナミックであった。とりわけ一九四五年の夏から四六年の春にかけての反漢奸土地没収闘争、四六年の夏から四七年の夏にかけての「耕者有其田」運動は、明らかに「五四指示」や「中国土地法大綱」の内容を先取り的に推進しており、中共中央の政策決定に重要なインパクトを与えたほどである。このように穏歩的現象と急進的現象を、同時的に不均等に内包させながら事態が進展していた点にこそ、中国革命の特徴的な一側面があるように思われるのである。

《第五章、中国基層幹部の政治動態》

ここでは前章で見られた両地域の大衆運動の相違を構成する政治的な背景を考えるという問題関心から、それぞれの地域の基層幹部の在り方に着目し、その形成過程、日常的な行動形態、上級指導部および大衆との関係などを中心に比較考察を行なった。(1)形成の特徴から見るならば、陝甘寧地域の場合、主として抗日戦経験者・村の知識分子・開明地主・労働英雄や模範工作者などから基層幹部が形成され、ほとんど党の働きかけに対応する形で形成されるパターンが一般的であった。これに対して晋冀魯予地域の場合、広範に繰り広げられた清算闘争や土地闘争などの大衆運動の中から発生した積極分子が、主たる基層幹部候補者であった。彼らは党の指導下にある幹部訓練教育をほとんど受けておらず、闘争の経験を通して基層幹部になっていった。したがって党支部があって闘争を推進したというよりも、むしろ逆に闘争の結果、基層幹部の中から「イモづる」式的に引き抜かれ、党員となり党支部が形成される、というのが典型的なパターンであった。(2)基層幹部と党上級および大衆との関係については、前者の場合は党上級の「手足的存在」、もしくは大衆に対して「幹部」として対置した「模範的存在」であった。後者の場合、無論党上級の指導下にはあったが、実態的にはしばしば彼ら自身の自主的な判断や決定によって村内の政策が遂行されており、村内に限定されたものではあったが所謂「党中央的存在」であった。同時に「大衆的存在」としての側面を強く並存させていた。以上のような二つの種類の基層幹部をあえて理念型としてとらえるならば、前者のタイプは組織的・統一的な行動を要する場合に極めて有用な存在である。しかし、それは状況の急激な変化の中で、大衆の多様な非合理的な側面が噴出した場合、それを包括する柔軟性に欠け、大衆運動の爆発的なエネルギーを抑制し閉そくする可能性が強い。後者のタイプは大衆のエネルギーを十分に運動に吸収し包括することが比較的容易である。しかし、一定の明確な方針に基づいて行動する傾向が乏しかったため、時として分散的・非能率的になりがちであった。これらの特質は、前章で明らかにした大衆運動の傾向的特徴を規定する重要な要素の一つとなっていると判断される。

《第六章、整党運動一九四八年》

中国共産党の歴史において、整党(整風)運動が重要な位置を占めていることはあらためて強調するまでもない。しかし、それらは各時期における固有の意義と特徴を有しているのであり、同質的・画一的に理解することは適切でない。一九四八年の整党運動は、(1)内戦が中共にとって戦略的防御から戦略的反攻へ転じ、かつ全国政権樹立への具体的な展望と実践を必要とする段階に入っていたこと、(2)広範な農村地域で地主勢力の打倒に伴う旧来の権力構造のドラスティックな転換が進行し、農民自身が権力行使に絡まる諸問題に直面するようになっていたこと、などが特徴的な背景であった。一九四八年にトップリー

ダーが推し進めようとした整党運動は、土地改革の穏健化―支配地域内の秩序化、すなわち広範な統一戦線の形成と安定的な政治体制の確立という要請の中に明確に位置づけられる。それは(1)の背景に対応するものであり、毛沢東はじめ中共中央の政策も急進的現象の急速な抑制という形をとった。しかし、基層レベルで繰り広げられる整党運動の現実はそれに加えて、逆に土地改革の積極化、地主・富農と農民との対決の深化、農民内部での対立の深化等が絡んだ複雑なコンテクストの中で理解しなければならない。とりわけ(2)の背景に即した問題から整党運動をとらえるならば、〈基層幹部―対―農民大衆〉という対立―すなわち新たに形成された権力的関係―を強権的手段によらず、非暴力的・説得的手段によって処理しようとする、初めての本格的な試みであった。そこでは、民衆による党員幹部の審査、階級（再）区分、民衆の組織化という骨の折れる作業が進められた。その推進力の一つである「工作組」が単なる上級指導の伝達者としてでなく、特異な存在体としてこれに関わったことも注目される点である。このような試みはそれ自体の本質的な困難性や政治状況のさらなる流動化などによって、必ずしも成功したとは言えない。しかし、中国革命史の中においてその意義は「人民内部の矛盾を処理する」実践的原点として評価されてよいように思う。

《第七章、急進路線の政治的ダイナミックス》

ここでは内戦期研究の論争的なテーマの一つ、急進路線＝貧農路線の問題を検討することにより、中共勢力地域の政治動態の総体的な構造性を明らかにしようとした。貧農路線は従来トップレベル指導者達の政策路線上の相違として議論され、一般的には否定的に評価されてきた。しかし、これは少なくとも三つの政治指導レベル―基層・地方・中央のレベル―と二つの政治的局面―「放」（流動化過程）と「収」（秩序化過程）―から理解すべきである。そして、レベル上の問題からとらえるならば、貧農路線は基層レベルの客観的な諸要素より発して顕在化し、それが中央レベルの戦略認識の相違やズレ、地方レベルの特異な政治作用等と絡み、変動のある種の潮流を形成したと考えるべきである。局面の問題からとらえるならば、「放」の局面においては貧農路線は中共の主体形成に一定の効果をもたらしており、必ずしも全面的に否定されるものではない。「放」の局面と「収」の局面は全国レベルと地方レベル、各地方レベル間において極めて不均等であり、その上各指導レベルの認識・対応のし方もさまざまであった。それ故貧農路線は内戦期という共通した段階においても、時間性・空間性の微妙な相違の中で、多様な作用をなした。それが逆に内戦期の政治動態の一つの特質でもあった。

現代中国政治変動論序説
――新中国成立前後の政治過程――
（要旨）

本書は前拙著「中国革命と基層幹部」とほとんど同一の問題

関心によって書かれたものである。但し、前著が主として内戦期の二つの解放区の基層レベルに限定した実証分析的な研究であったのに対し、本書は政治変動の理論的枠組を一層強くおしだし、同時により長期的なパースペクティブの中で政治変動の問題を考えることを心がけた。すなわちその理論枠組とは、政治変動の動態を形成する政治指導メカニズムとしての《三層構造モデル》である。考察の対象はこの場合も農村であるが、全体的な動向分析によりウェートがおかれており、時期も一九四五年から四九年までの内戦期と四九年から五八年までの復興期・社会主義的改造期の一四年間である。

《第一章、中国政治変動の分析枠組》

ここではまず中国政治変動を理解するための従来の一般的な分析枠組を紹介しそれらの問題性を指摘した。特に短期的変動論の枠組として従来広く用いられてきた〈穏歩―急進〉の振り子的展開論は、権力・政策・志向等をめぐるトップ・エリートの態様に焦点があてられすぎており、それによって変動現象の政治的メカニズムをトータルに説明しようとすることは無理があるように思われる。そこで、これに加えるべき新たな分析枠組として政治指導の《三層構造モデル》を提起した。それは中央・地方・基層の三種類の政治指導主体を想定し、それらの共鳴・軋轢・補完等の相互作用関係から政治変動のダイナミズムを理解しようとしたものである。そして、対象とした時期の中国の政治指導構造を三層的政治指導構造としてとらえ、その根拠を、自然的・伝統的構造上の問題、近代的コミュニケーション・メディアの問題、中共の各地革命体験の蓄積の問題、中共の統治上の問題から見ていった。

《第二章、新中国の成立に至る政治変動》

ここでは一九四五年八月以降、四九年一〇月に至る農村の政治過程を以下の指標を中心に検討した。中央レベルに関しては、(1)内戦に関する基本戦略、(2)土地政策、(3)下位レベルの政治指導に関する基本姿勢の三つである。さらに土地改革をめぐる、(4)地方レベルの基本政策と動向、(5)基層レベルの大衆動向が検討された。以上の指標による内戦期政治変動の特質は表の如くである。

そこでこれらの検討からうかがわれる特徴として、第一に中央の政策・方針、地方の政策・方針および基層レベルの実践過程の間には、例外的にではなく極めて重大なズレが見られたことがあげられる。第二に、中央の土地政策方針の決定は全国的な軍事的・政治的戦略＝「政治の論理」に第一義的に拘束されたものであったこと、第三に、基層レベルにおいて土地改革が積極的に推進された第一の要因として、それを担った基層幹部や積極分子が「土地を求め」「食を求め」「地主への恨みをはらすことを求め」て起ち上がった点―それはいわば「生きる論理」に基づくものであったこと―を指摘すべきである。そして、第一のズレを形成するリーダーシップの背景として、「政治の論理」と「生きる論理」の鋭いあるいは微妙な交錯を読みとる

ことができる。また、地方レベルのリーダーシップも地方間において（例えば「五四指示」時に）、また中央と地方間において（例えば「中国土地法大綱」時に）、異なった対応を示しており、そこには地方のリーダーシップの独自の在り方が見られる（これについては終章で検討）。

第3表　5つの指標から見た内戦期政治変動の特質

	中央の基本戦略	中央の土地政策	中央の下位への基本姿勢	地方の基本姿勢	基層の動向
1945	国共和平交渉 ——10月——	減租減息	「行き過ぎ」抑制，上からの指導強調 ——12月末——		
1946	和戦両様 —6月下旬— 戦略的防御	——5月—— 減租減息 ＋ 耕者有其田	下からの自発性を重視	下からの自発性を重視	大衆運動の急進化
1947	——9月—— 戦略的反攻	——10月—— 耕者有其田	——12月末——	——2月——	
1948	------5月------ （政治体制の建設も開始）	——2月—— 減租減息	「行き過ぎ」抑制，上からの指導強調	「行き過ぎ」抑制，上からの指導強調	——5月—— 大衆運動の穏健化

《第三章、新中国成立以降の政治変動》

ここでは新中国の成立から一九五八年までの変動過程の分析をおこなった。特に、(1)土地改革の段階、(2)互助組から初級合作社の段階、(3)高級合作社の段階、(4)人民公社化の段階にわけて考察したが、前章のようにレベルごとの動向を項目別に整理するといった手続きはとらず、全体的な趨勢の中で中央・地方・基層レベルの相互関係を考えている。例えば、中央の予想を越えて順調に進展した土地改革の段階は、上からの強力な指導と基層レベルからの自発的な盛り上がりとが、比較的うまくハーモニーを保ちながら共鳴し合っていたように思われる。また一九五三年から中央の指導によって本格的にとりくまれはじめた合作社化の試みが、五四年末から五五年夏まで停滞状況に陥った背景として、地方レベルのリーダーシップが重要な意味を有していた。さらに、五六年の高級合作社化の高まりに関しては中央の呼びかけを受けた基層レベルの対応のし方、五八年の人民公社化の急速な広がりに関しては中央の呼びかけを受けた地方レベルの対応のし方が、とりわけ注目されるべきである。そして、集団化にむかうこの間の農村変動の特徴としては、第一に変動は〈加速化→停滞→指導部の調整〉そして再び加速化といったサイクル的なパターンをとって展開していたこと、第二に停滞を再び加速化にむかわせるものとして、経済・社会的に問題を処理する方法がとられたのではなく、指導部の調整など政治的方法がとられたという点である。

《終章、三層構造の作用から見た政治変動の理解》

以上の時期の分析を通して全体的によみとることのできる中国政治変動の特質として、以下の三点が指摘できる。(1)政治変動が極めてダイナミックであったこと、(2)同時期の変動過程でも各層・各地域における多様性が顕著であったこと、それにもかかわらず、(3)統治という点では比較的安定しており、いわば「状況的」安定とでも言うべき現象であったこと、である。こうした政治変動の特質と三層的政治指導構造との関係を考えるならば、(1)(2)の特質はそのような政治指導構造の各層内および各層間の共鳴・軋轢の増幅・加速化作用の結果としてとらえられる。このような作用の要因としては、各レベルの主体的な作動の他に、地方・基層レベルの過敏な反応、過度の競争効果の重視、地方指導部の関係的な存在としての独自的な機能などが考えられる。(3)と三層的政治指導構造との関係を見るならば、それの有する以下の三つの安定化作用の結果として見ることができよう。第一は地方・基層レベルの主動的な指導機能がもたらす内発的な秩序化作用、第二に流動化過程における三層間の相互監視・相互牽制作用、第三に流動化過程における三層間の相互代行作用である。無論、変動過程という政治・経済・社会的かつ自然的現象の問題を、政治指導の側面からのみで説明しようとすることは不適当であり、不可能でもある。本書では従来現代中国政治研究の中で、ほとんど本格的に扱われてこなかった政治指導の構造性の問題を検討し、一つの仮説的な見解を提示しながら、それと政治変動との関連性を考察したにすぎない。

〔博士論文審査要旨〕

論文題目 中国革命と基層幹部
——内戦期の政治動態——

論文審査担当者 木山英雄
三谷 孝
加藤哲郎

一 はじめに

一九六〇年代後半以降の〈文化大革命〉の衝撃は、従来の日本の中国革命史研究に様々の反省をもたらした。何よりもそれまで観念的に理想化されて見られることの多かった中国共産党(以下中共と略称する)や中国革命の〝内部〟の事情が、政争の過程で明らかにされたことにより、政策変遷、解説的研究や毛沢東主義的歴史解釈が後退し、毛沢東も中共も相対化し、現実の大衆運動や中国社会のおかれていた社会経済的諸条件をも含めて実証的に再検討しようとする研究の新しい潮流を生み出した。本論文「中国革命と基層幹部」もまた、トップリーダーの言説や中央の公的文書中心の研究に対する批判から出発した

著者が、戦後内戦期（一九四五—四九年）の華北農村における政治変動を、中共の政策と農村の大衆運動の接点に位置する基層幹部に焦点をあてて再構成を試みた成果といえる。本論文はすでに同名の著書として、一九八四年九月二〇日付で研文出版より刊行されており、参考論文として提出された「現代中国政治変動論序説——新中国成立前後の政治過程——」もまた一九八四年三月二〇日付で「現代中国研究叢書」の一冊としてアジア政経学会より刊行されている。ここで審査の対象としたのは前記の論文であり、その理解に関わる限りで後者を適宜参照することとした。

本論文及び参考論文の構成は以下の通りである。

序章　中国革命史研究の現況
第一章　問題提起——政治変動・政治発展論における基層幹部——
第二章　中国の政治指導構造と基層幹部——特に一九四〇年代を中心に——
第三章　政治変動の諸環境——内戦前期の地理的・経済的・政治的状況——
第四章　華北農村の大衆運動
第五章　中国基層幹部の政治動態
第六章　整党運動一九四八年——その政治過程と意義について——
第七章　急進路線の政治的ダイナミックス
あとがき
索　引

参考論文構成

序章
第一章　中国政治変動の分析枠組
第二章　新中国成立に至る政治変動——一九四〇年代後半の農村を中心として——
第三章　新中国成立以降の政治変動——一九五〇年代の農村を中心として——
終　章　三層構造の作用から見た政治変動の理解
あとがき

二　各章の要旨

序章において著者は、一九七〇年代以降の中国革命史研究の特徴を、第一に、国民党、第三勢力等の非中共的系列の革命史の開拓、第二に、中共中央レベルにおける非毛沢東的部分の再評価及び地方の大衆運動の実態解明に基礎づけられた中共系列的革命史の再構成として概観する。本論文もまた後者の系譜に連なるものとされ、中共のトップリーダーの指示や中共中央の公的文書の検討を中心とする研究ではなく、中央の動きと地域社会の運動との接点に位置する基層幹部の動向を中心に、当該時期の政治変動の多様性、複雑性とダイナミックスを包括的に解明する狙いをもつものと自らの課題を設定する。

基層幹部という本論文の中心的概念をとりあげた第一章では、まず基層幹部を「組織形態的には党中央を頂点として巨大なピ

ラミッド型指導体制の末端＝基層に位置し、同時に日常的には直接大衆と接触する幹部」とし、具体的には、種々の基層単位(郷、村、工場等)と組織(共産党、青年同盟、貧農団、労働互助組等)において責任あるポストを担う人々と規定する。つづいて、主要には体制変動を意味する政治変動論及び大衆の政治参加の拡大と統治能力の増大からなる政治発展論のそれぞれとの関連において基層幹部の役割が検討され、とくに前者に該当する内戦期の華北における激しい政治変動に際して基層幹部が独自的、主体的な役割を果し変動の多様性を構成する中心的なファクターとして重要な位置を占めるものとする。すなわち、ここで著者の言う基層幹部は、一面で上級機関の指導の下にその政策を大衆に伝達し宣伝するという上級の「手足的存在」の役割を果すと同時に、基層レベルの運動を推進し大衆の要求等を集約し上級の政策決定にイムパクトを与えるという基層レベルにおける「中核的役割」をも担い、その二つの機能は政治変動の諸段階において多様な効果をもたらし、変動の中心的ファクターとなりうるものとされる。

基層幹部の意味については、つづく第二章においてより具体的に説明される。ここでは、三つの視点から基層幹部のあり方が検討される。第一に、当時の組織、制度の中における基層幹部のあり方として、(1)党組織の中において上級の「手足的存在」として機能する支部党員としての基層幹部、(2)政権組織(郷参議会、村人民代表会議等)の中において上級政府の「手足的存在」と大衆運動の「中核的存在」とが結合された形をとる郷、村政府指導者としての基層幹部、(3)大衆組織(民主青年同盟、貧農団、農民協会、婦女連合会等)の中における大衆指導の「中核的存在」としての基層幹部、とそれぞれ担うべきものとされた機能が指摘され、郷村レベルの政治変動は、党支部を中心とし、その指導下の政府、大衆組織の幹部の実践活動を通して推進されるものとする。第二に、当時のトップリーダーから見た基層幹部の「あるべき姿」として毛沢東、劉少奇、陳雲の見解が紹介され、それぞれ微妙な差異を含みながらも、「党と大衆とのかけ橋」「党の政策の最終的な執行者」とする共通のイメージがあったと指摘する。しかしながら、このようなトップリーダーの理念的な基層幹部像は現実のそれとの間に大きなギャップをもっていたという。すなわち、第三に、現実に存在した基層幹部は、量的にも少なく、しかもその相当部分が文盲であって幹部として必要な知識、訓練も不足していたにも拘らず、基層の大衆の中においては主体的な判断を自らの責任においてなさねばならない状況におかれていたことから、期待された「手足的存在」の枠を超えて自立的に基層の大衆運動を推進する主体を担ったことが指摘され、このような基層の運動と上級の指導とは、時には相互補完的に共鳴し、時には厳しい緊張の下に軋轢を生じて、内戦期の政治変動の振幅を増大させる重要な要因となったとする。

つづく第三章では、内戦期の政治変動を規定する要素として、内戦以前に有力な抗日根拠地を形成しながら対照的な特徴を見せる二つの地域、すなわち陝甘寧地域と晋冀魯予地域の経済的

・政治的特徴を検討する。およそ一五〇万の人口を擁する前者の地域は、陝西省北部の農業生産性の低く貧しい高原地帯を中心としながらも、その地理的条件のために日本軍の侵入を許さず、中共にとって最も安定した根拠地として、抗日戦期には政治指導体制、各種大衆組織の整備等の政治的組織化とともに、減租減息等の経済改革も進んでいた。これに対して約二五〇〇万の人口を擁する後者の地域は、華北平原を中心とし、前者に比べて農業生産性も高く相対的に豊かであったにも拘らず、日本軍に対する遊撃戦の場となったために領域は流動的で安定せず、自然災害も重なって経済状態は急激に悪化していたが、政治的組織化や経済改造の課題は不十分なままに残されていたとされる。ここでは、一般的な貧困性よりも「貧困化への速度」「貧困化への落差」の問題が、政治変動の要因として重要であること、中共による政治的組織化が必ずしも政治変動の必要条件でなかったことが指摘される。以上の四つの章は、問題提起、中心概念、政治変動の環境に関する、いわば前提についての説明の部分であり、これにつづく第四章から第六章までが本論文の中心部分を構成し、農村における政治変動の実証的解明にあてられている。

第四章では、一九四五年八月から一九四八年にかけての時期の両地域の大衆運動のあり方が比較検討される。華北、華中、東北を中心とする内戦期の農村における大衆運動の特徴は、土地改革運動を中心として中国革命史上空前の広さと激しさをもって展開され、最終的には旧来の権力構造を覆し全体制的変革へと連続していくものであったとされる。その具体例として両地域の大衆運動の展開過程が段階的に検討され、陝甘寧地域における運動が〈上から下へ〉の指導に沿って漸進的且つ隠健な形で進められ、減租減息政策から漢奸地主の土地没収を認めた「五四指示」(一九四六年五月)へ、更には徹底した土地均分を内容とする「中国土地法大綱」(一九四七年一〇月)へと急進化していく中共の土地政策にも対応しきれなかったのに対し、晋冀魯予地域においては、中共の土地政策に先行する形で地主の土地没収や「徹底均分」の貧農路線が暴力的傾向をもった激しい運動として展開され、党の政策決定を〈下から上へ〉と突き上げていく要因となったことが述べられる。しかしながら、この過程は同時に没収した地主の土地(果実)の不公平な分配、中間層(富農、富裕中農)への打撃、権力を握り果実を優先的に獲得した基層幹部と大衆との対立といった深刻な事態をひきおこすことになったことが指摘される。

第五章では、両地域の運動の相違を導き出した政治的要因として、それぞれの地域の基層幹部について、その形成過程、日常活動、上級及び大衆との関係の三点から対比的な検討が試みられる。陝甘寧地域に関しては一九四三年から四七年にいたる『解放日報』掲載の基層幹部関連記事を、(1)思想、作風、(2)文化、教養、(3)生産、技術、指導方法、(4)幹部の拡大、(5)冬学、幹部訓練班、に分類、整理して数量的分析が試みられた結果、抗日戦経験者、在村の知識分子、開明地主、労働英雄、模範工作者などからなる基層幹部が、選挙、冬学、幹部訓練班、労働

とが明らかにされている。これに対して、新聞記事以外にルポルタージュに見られるいくつかの事例などを参照して分析された晋冀魯予地域の基層幹部は、反漢奸清算闘争や土地改革運動の中から浮上した積極分子がその供給源となっており、彼らは党の指導による教育、訓練を受けることなく、また上級に対して独自の対応を示すことも多く、基層レベルにおいて自主的、主体的判断にもとづいて大衆の要求実現の運動の先頭に立つような存在であったと整理される。このために、上級の「手足的存在」の傾向の強い陝甘寧地域の基層幹部は、党の指導の下に組織的、統一的行動を展開するに際しては有効にその機能を発揮しえたが、大衆運動の爆発的な展開には対応しきれないという弱点をもつものであり、他方、村内の大衆の「中核的存在」であった晋冀魯予地域の基層幹部は、大衆の爆発的なエネルギー運動に吸収し拡大させることは比較的容易であったが、分散的、衝動的な運動を制御するのは困難であったと結論する。

以上のような基層幹部を中心とした農村の政治運動の観察から、著者は第六章において一九四八年の整党運動に新たな意義を見出す。従来この運動は、中共が全国政権樹立への展望を見出したことに対応し、急進化した農村の大衆運動を抑制し、基層政権を安定化させ、郷村秩序と生産を回復するという要請にもとづいて党組織の再点検をおこなったものと見られてきた。著者は、一九四七年一二月の毛沢東の報告に始まる中共中央の整党に関する政策の変化を追跡するとともに、華北の五つの地域を選んで基層レベルにおいて整党運動がどのように展開したかを詳細に検討している。ここでは、土地改革の進行にともなって新たに形成された局面、すなわち郷村権力を握った基層幹部と果実の再分配を要求する農民大衆との対立を、党支部の公開と大衆による党員幹部の審査、階級規定の再検討、果実の提出と再調整といった方法を通じて、強権的手段によらず説得工作によって粘り強く解決していこうとする形態がとられたという。その意味でこの運動は、後の「人民内部の矛盾を処理する」実践的原点としての意味をもつものと評価する。

第七章は、これまでの検討を踏えて、内戦期の土地改革の急進路線＝貧農路線に関する新たな評価を試みている。貧農路線は、従来の通説的見解では極左的偏向として否定的に評価されてきた。参考論文において中心的に論じられている、著者の所謂「三層的政治指導構造」すなわち中央―地方―基層という三つのレベルと、「放」(流動化)「収」(秩序化)という二つの局面から貧農路線の果した役割をとらえ直すべきだと著者は主張する。貧農路線は、基層レベルの大衆の自然発生的な突き上げによって拡大し、それが中央レベルの全国的な政治認識との間のずれを顕在化させ、中央の「原則」と基層の「現実」に挟まれた地方レベルの不安定な立場が、貧農路線の弊害を増幅する機能を果したとされる。局面の問題については、国民党政権を支える在来秩序の破壊が目標となる「放」の局面において、貧雇農のエネルギーの爆発的な解放をともなう貧農路線はプラスの機能を果し、中共の主体形成、党勢拡大にも一定の効果をも

たらしたものとする。

三　意義と問題点

内戦期の中国の土地改革に関する研究は、天野元之助氏によって先鞭がつけられたが、当初は政策の変化を順調な流れとして解説するという傾向をもっていた。だが実際には政策としても「中国土地法大綱」に見られる「絶対平均主義」的な偏向を、運動の面でも「貧雇農路線」と言われる急進的大衆運動をともない、その是正が目指されつつ紆余曲折を辿って展開したことが実証的に追究されるようになったのは、一九七〇年代後半以降のことである。一九七八年に、この時期に関する実証論文を発表したのを皮切りに、著者はそれ以後一貫して基層幹部論の視点から基層レベルの政治変動の解明に精力的に取り組み、その主要な成果を集成したのが本論文である。

その意義は、第一に、内戦期の政治変動の全過程を、基層幹部に焦点を絞って丹念な実証作業を通じて再構成したことにある。これは、トップリーダーの動きを中心に政治変動を説明する「全体主義的アプローチ」と、村落レベルの大衆運動についての個別的実証研究に見られる部分的な捉え方とに対して、両者の接点に位置する基層幹部の存在と行動のあり方を通じて政治変動の多様性とダイナミズムをつかもうとする著者の方法によって得られた成果と言えよう。基層幹部の概念を具体的な政治史の分析に適用し、定着させた著者の研究成果は当該分野の研究に大きな影響を与え、著者以外にこの概念を用いた研究成果もすでにいくつか発表されている。

第二に、解放区を形成した二つの地域について、その諸環境、すなわち地理的、経済的特徴、革命経験の蓄積、政治的位置、更には基層幹部の形態等を基準にして比較考察し、内戦期の政治変動の多様性を明らかにしたことである。これは、トップレベルで提起された政策がそれぞれ差異を有する地域の現実の動きと遭遇する時、その具体的意味内容や機能が異なったものとなっていくということを裏付けるものであり、基層レベルの独自性を重視する著者の主張を支えると同時に、一時期中国革命のモデル、原点と喧伝された「延安方式」「大寨方式」なども相対化していくための視点をも提供したものといえよう。

ここで用いられた上記の二つの分析方法は、〈文化大革命〉に見られるような激しい政治変動や、「急進」と「穏歩」の繰り返しのように見られる運動のサイクル、同一時期に並存する大衆運動の多様性、など現代中国政治の特徴的なあり方の解明にも寄与するものと考えられる。

第三に、内戦期の基層幹部の具体像と、それが国共内戦と土地改革の進行という激しい政治、社会的変革の中で果した機能の独自性と多様性について実証的に明らかにしたことである。時々刻々と事態が変動していく郷村の中での無名の大衆幹部達の行動がこれ程イメージ豊かに明らかにされたのは本論文の重要な達成であり、今後の内戦期の大衆運動研究にとって一つの有力なステップを築いたものと評価しうる。

しかし、このような基層幹部に対する著者の共感はいくつか

の箇所でその主体性、独自性についての過度の強調をもたらしており、また二地域の比較動態分析に用いられた類型化、理念化の試みには、同一地域内における多様な現実を単純化して自説の根拠としている部分も見られ、著者の方法が尚形成途上にあることを示している。また、当該分野の研究蓄積の薄さと史料的制約等のために残された課題も多い。とくに著者の専門外の領域に属すると思われる農村の社会経済的条件に関する部分には今後の検討に待たれる問題がいくつか見られる。一例をあげれば、華北農村の性格に関しては、戦前の実態調査にもとづいて、共同体の存否、伝統的組織の機能、商業・高利貸を兼営する地主・富農の存在形態等の問題をめぐって様々な議論がかわされている。その点から言えば、第三章に見られる経済的特徴の検討は不十分なものであり、また基層幹部にあたる人々が、同族集団や村落防衛及び労働互助のための伝統的社会組織とどのような関係にあるのかといった問題も著者の視野の外に置かれている。在来秩序の破壊が問題とされる以上避けて通ることのできない重要な課題と言えよう。だが上記の問題点は、著者も十分に自覚するところであり、今後周到な検討が望まれる。

さらに史料の問題に関して言えば、内戦期の諸問題に関する研究は現在の中国政治に直接影響を及ぼす微妙な問題を含んでいるためか、公表されない資料やかくされた部分も多く、中国人研究者も概説的叙述を繰り返すにとどまっている。しかも、著者が直接検討の対象とした基層幹部は相当部分が文盲であって直接彼らの手になる文書に沿って問題を実証することは不可能である。このような厳しい史料的制約の下で、著者は、延安で発行されていた中共中央機関紙『解放日報』及び邯鄲で刊行されていた中共晋冀魯予中央局機関紙『人民日報』の二つの日刊紙を主要な資料として、その刊行の全期間にわたって関連記事を渉猟するとともに、当事中国に滞在して土地改革運動を実見したアメリカ人 (William Hinton, Isabel and David Crook, Jack Belden) によるルポルタージュ等も活用して問題を基層より捉えることに意を用いている。しかし、中共の政策決定過程や地方政府の現実の動きには不明の部分が多く、基層レベルの大衆の動向についても全体を明らかにしうる資料を入手することは現状では困難であり、相対的に資料の多く存在するいくつかの地域の事例をとりあげて論証するという方法を余儀なくされているために今ひとつ判然としない部分が散見される。本論文が発表された前後より、上記の二紙以外の地方紙も復刻されつつあり、また将来において党史研究の「禁区」が解消されていく中で、著者が本論文でとりあげた問題について一層実証的且つ説得的な解明を進めることを期待したい。

四　結論

審査員一同は、上記のような評価と二月四日の口述試験の結果にもとづき、本論文が当該分野の研究に寄与するところ大なるものと判断し、著者天児慧氏が一橋大学社会学博士の学位を受けるに値するものと認める。

一九八六年三月七日

〔博士論文要旨〕

ハロルド・ラスキの「同意による革命」論研究

小笠原欣幸

I　本論文の構成

はじめに
第I章　急進的自由主義からフェビアン社会主義へ
第一節　青年期
第二節　多元的国家論
第三節　イギリスへの帰国
第四節　フェビアン社会主義者
第II章　第二次労働党政府とラスキ
第一節　ラスキの自由論
第二節　労働党政府への関与と評価
第三節　労働党政府の崩壊
第四節　危機に対する見解
第III章　議会制民主主義の危機と「マルクス主義」
第一節　「危機に立つ民主主義」
第二節　ラスキのマルクス主義観
第三節　漸進主義の放棄と「直接攻撃」
第四節　じかに見たソ連共産主義
第五節　アメリカの実験
第六節　帝国主義論の形成
第七節　ラスキの「マルクス主義」
第IV章　「同意による革命」論の形成――戦争とファシズムの脅威の下で――
第一節　統一戦線運動
第二節　労働党執行部への参加
第三節　民主主義と人間の権利のために
小括
第V節　「同意による革命」論の展開――大英帝国へのオルタナティヴ――
第一節　チャーチルへの説得

第二節　労働党内の論争
第三節　ルーズベルトへの期待
第四節　変革主体
第五節　独裁と自由
　小括
第Ⅵ章　未完の「同意による革命」論――晩年のラスキ――
第一節　ラスキとアトリー(1)
　――大戦の終結――
第二節　ラスキとアトリー(2)
　――総選挙――
第三節　ラスキとアトリー(3)
　――第三次労働党政府――
第四節　失望の日々(1)
　――名誉毀損訴訟裁判――
第五節　失望の日々(2)
　――冷戦、パレスチナ、挫折――
第六節　早すぎた死
むすびにかえて
参考文献
参考資料

Ⅱ　本論文の要旨

ラスキ研究は、現代イギリス思想研究において放置されてきたテーマの一つである。ラスキの死後三五年を経た今となっても、決定的なラスキ研究は現れていない。このため、早い段階に刊行された研究書の、問題点の多いラスキ評価が「通説」と化している。本論文は、ラスキの主要著書にとどまらず、多数の定期刊行物に発表された論文、講演記録、未発表のメモランダム、手紙の類に研究の対象を広げ、ラスキの再評価を試みようとするものである。

一九三〇年代、ラスキの主たる問題意識は、議会制民主主義の体制内で社会主義を実現することは可能なのだろうか、という点に集中した。一九三三年以降は、これに加えて、戦争とファシズムの問題が大きな比重を占めるようになった。ラスキは、人間の理性に信頼を寄せることで、漸進的な社会主義の実現を期待していたのであったが、第二次労働党政府の経験、とりわけ一九三一年の政治危機の経験を経ることで、そして資本主義国家の分析を深めることで、支配階級が自発的に権力の座（政治権力ばかりでなく、経済的・社会的権力も含めて）から退く可能性は極めて少ないとする見解を表明せざるを得なくなる。暴力革命は回避されなければならないとする信念と、平和的に権力関係が変えられる可能性は少ないとする理論的帰結との間で、ラスキの思想は停滞状態に逢着する。

ラスキは、精神的要素を強調することで、そこから脱却しようと試みる。すなわち、ラスキは、「労働党をマルクス主義政党に」することで事態を打開しようとするのである。ラスキは、労働党が「資本主義の基礎を直接攻撃」する気概を持った強力な政党になることで、支配階級が権力保持のために闘っても必

ず敗北すると思い込ませて、彼らの戦闘意欲を削ごうと意図した。ラスキが主張した「マルクス主義」は、イギリスの功利主義、経験論の伝統に則して解釈したマルクスの国家論・階級闘争史観、「小ブルジョア的」帝国主義論、計画を基調とするソ連とアメリカの新しい実験への関心、精神的要素の強調、資本主義への直接攻撃、暴力革命とプロレタリア独裁の拒否、が混在したものであった。それは、変革の具体的プロセスを明らかにはしなかったが、ラスキの社会主義思想の基礎を固めた。

しかし、一九三〇年代後半、国際情勢の急変が、ラスキの思想に新たな方向性を与えた。ラスキは、戦争勃発を阻止しようとして必死の努力を傾けてきたのであるが、その世界大戦の中に、ただ単に「民主主義体制」をファシズムの脅威から守る戦争ではなく、「民主主義体制」そのものをも変革する戦争という性質が内在していることを見てとった。ラスキは、イギリスが自らの生存を賭けてファシズムと戦うという「劇的な機会」の中に、「同意による革命」の道を提示したのである。そのカギとなるのは、戦時社会主義であった。「総力戦」の過程で生じる物資の不足、軍需品の需要急増、国民の生活水準の維持という課題に対処するには、自由放任経済が有効たりえないことは明らかであった。生産計画、配給、労働力の配置転換など、国民生活全般にわたる強力な指揮・統制、すなわち戦時社会主義が、国民各層の同意によって実施された。この戦時社会主義を前にして、社会主義の有効性を主張することは、一九三〇年代に同じことを主張するよりはるかに説得力があった。人的・物質的資源を社会全体のために十分活用することを、平和時においても可能にするのは社会主義であるという主張は、より根拠のあるものになった。一九三〇年代、社会主義への最大の障害とラスキが考えていたのは、支配階級の抵抗であった。それは、「あらゆる犠牲を払ってでも勝利を」というイギリス国民の決意が本物で、戦時社会主義が勝利に不可決であるからには、支配階級は、特権の放棄、搾取の放棄に、自発的あるいはなかば強制的に同意せざるをえない、と考えることができた。それをラスキは、「同意による革命」と表現したのである。

ラスキの「同意による革命」は、「コモン・ピープル」が二度と大量失業と戦争の影に怯えることのない社会、戦争中彼らが示した能力の開花、連帯の精神が、平和時においても日常的に保障される社会の基礎を、戦争中に築くことを目的とした。ラスキは、「同意」の可能性をもたらす国民的団結、共同体的意識が、「組合国家」を導く危険を憂慮し、それが向かうべき方向を「ロシア革命の中心原理」に定めた。それは資本主義文明に対する新しい文明の基本原理であり、ソ連共産主義が実践している自由の抑圧と独裁からは切り離されていた。一九二〇年代の「フェビアン社会主義」と「同意による革命」論との差異は、ラスキの政治思想の立脚点として、ばらばらの個人に代わって、連帯感で結ばれた「コモン・ピープル」の概念が登場したことである。ラスキが一生涯取り組んだ自由と平等、権力と民衆、議会制民主主義と社会主義等の諸問題は、曲折を経ながらも、「同意による革命」論に内包されている。「同意による

革命」は、個人主義と共同体的意識、西欧民主主義とソ連共産主義とを統合しようとする試みであり、イギリス国内に留まらず、ソ連の体制変革をも視野に入れたヨーロッパ革命を展望するものであった。

本論文は、「オルターナティヴ」の探求という観点からラスキの思想を検討した。ラスキの思想の各発展段階において、真の「オルターナティヴ」と言えるのは、「同意による革命」論である。初期の多元的国家論は、主権国家の「否定」であるし、ラスキの「マルクス主義」は、変革のプロセスへの展望を欠いているので、「オルターナティヴ」ではない。本論文の中心に据えられているのは、ラスキの思想の頂点を記す「同意による革命」論の形成とその展開である。

過去のラスキ研究においては、「同意による革命」論は十分理解されてこなかった。そればかりか、時には、それは、国民の合意を得て段階的に社会主義を実現するというフェビアン期のラスキの主張と混同すらされている。本論文に、これまでのラスキ研究に対して新たな貢献をするものがあるとすれば、「同意による革命」論の形成とその展開を初めて明らかにしたことであろう。このことは、ラスキ再評価の新たなページを開くものと言えるかもしれない。

〔博士論文審査要旨〕

論文題名 ハロルド・ラスキの「同意による革命」論研究

論文審査担当者 都築忠七
田中浩
加藤哲郎

審査員三名、田中・加藤・都築は、六章からなる本論文全体をそれぞれ検討したうえ、各自最初から二章ずつ担当し、細部にわたってより詳細な検討を加えた。さらに筆者と面接し、それぞれ疑問箇所について質問を行い、そのうえで各自担当部分の報告をまとめ、これを都築が総括して審査員三名共同の審査報告として提出する。

本論文の扱う「同意による革命」Revolution by Consent は、ラスキが第二次大戦中 Nation 紙(一九四一、三、二二)に発表した論文のタイトルに由来する。しかしラスキ自身その実体を明らかにしたことはなく、従来の研究もこれを正面から取りあげたことはない。Herbert Dean のものを含む従来の研究は、多元的国家論またはフェビアン社会主義の枠組のなかでラスキを解釈しようとした。これにたいし筆者は、「同意による革命」概念に注目し、ラスキの思想と行動の頂点にこれを位置づけ、同時代の知識人や労働者のあいだに大きく広がったラスキの影

響力の秘密をそこに読みとろうとする。

本論文の構成は以下のようである。序論的な第一章は急進的自由主義からフェビアン社会主義にいたるラスキの思想形成期の諸問題を扱い、第二、第三章では第二次労働党内閣の成立と崩壊の歴史を背景にして、大量失業とファシズムの脅威の下での三十年代のラスキの思想の変容を跡づけるなかで、「同意による革命」論形成の諸要因を確める作業が行われる。第四、五章では、戦時下の諸条件の下でラスキ自身、「同意による革命」の可能性を見出し、戦後イギリスの再建にあたり、その達成を期待する、いわば「同意による革命」論の中心部分が展開される。終章（第六章）では、晩年のラスキの挫折と筆者に思われたものの批判および全体の総括が行われる。

第一章では、まずラスキがオックスフォードの学生時代にフェビアン協会に加入し、一九一二年には労働党に入党、また婦人参政権運動に熱心に参加していたことが述べられている。もっとも、ラスキが何故、こうした運動や実践に参加したかについての事情は述べられていない。序論的導入部としての制約はあるが、青年時代の思想形成はきわめて重要な地位を占めると思われるだけに今後の研究の進展が望まれる。しかしこの点について筆者は、ラスキがサンディカリズムや戦闘的婦人参政権運動など国家にたいする挑戦に共感を寄せるなかで、国家権力の正統性に疑問をもつようになった点を強調しているが、これは、そのような思想形成の重要な部分を説明するものとして注目してよいだろう。

ラスキは卒業後カナダ、アメリカにおいて、フランクフルター、ホームズに出会った。そのことは、生涯ラスキが急進的自由主義者として柔軟に時勢に対応し、歴史の進歩と民主主義の発展のために活躍する上で大きな影響があったと指摘されているが、このフランクフルターやホームズは、どのような思想をもち、どのように行動したかについての言及もあれば、論文の内容がより充実したものになったのではないかと思われる。

筆者は、一九一〇年代の終りから二〇年代の初めにかけて、ラスキが「多元的国家論」に関する著書を次々と発表し、国家を他の社会集団と同列におき、個人の自由や主体性を主張したことについて、ラスキの急進的自由主義の例証としている。同時にここでは、何故、ラスキが国家の主権を否定したのかを問題としている。筆者の用語によれば、「ラスキの多元的国家論には安定性を欠くところがあった。」個人と国家との関係について、そこには「根本的な難点があった。」その難点は、個人や他の組織よりもはるかに強大な国家を前提にしているため、他の組織たとえば労働組合が国家と同程度強大になった場合、説得的な解明ができないことによっても明らかである。要するに「ラスキの多元的国家論は、彼が常に味方した〈負け犬〉の反抗を理論的に支持した」ものと筆者はみている。他方この点については、一九世紀以降の資本主義の危機という世界史的状況の中で、国家の指導性が先進諸国においてすら強調され、それを利用して、ボーズンキット〔Bernard Bosanquet, イギリスの代表的ネオ・ヘーゲリアン〕のような国家主義（ステイテ

イズム）が台頭してきたことにたいするアンチテーゼとしてこれが書かれたものと思われる点にも筆者は留意すべきであろう。その意味で、ラスキは自由主義者として国家主権を一方的に強調する傾向に反対したとみるべきである。労働党員でありながら、ラスキが当時、自由党へ期待をかけていた、という筆者の指摘は、その意味で自由主義者ラスキの面目を示すものとして興味深い。

一九二〇年に入って、ラスキは、自由党への期待から、自由党と労働党との提携へと進み、やがて労働党が一九二二—二三年にかけて政権担当可能な政党として台頭してくる時点で、フェビアン社会主義の立場をかかげるプロセスが述べられている。筆者は、当時のラスキは、イギリス・リベラリズムの伝統である「不正義への反対」という立場をとっており、歴史の歩む過程への洞察にまでなっていない、と指摘している。しかしこのことは、労働党がようやく政権を担当できるまでに成長しつつある状況を反映しているのであって、現実に政権を担当する一九二四年以降、政治的実践の中で、たんに国家を敵視するのではなく、国家＝政府を改革の原動力にしようというイメージがラスキの中にも登場してくるものと思われる。この点について、一九二五年の『政治学大綱』においてラスキが、国家が改革の原動力になるという理論を展開しているという筆者の指摘は、ラスキの政治思想の変化を示すものとして有益である。

第二章では、まず、第二次労働党内閣の実践の中で、ラスキの思想が自由の尊重という考え方から、さらに不平等是正へと大きく転換しはじめたプロセスが述べられている。

この時期には、世界大恐慌が発生し、イギリスでも失業者の数は一五〇万人に達した。そこで筆者は、ラスキが、今や自由党の使命は終り、いよいよ労働党を、政治的民主主義を用いて、経済的・社会的デモクラシー体制へとイギリスを再編する主体として位置づけた、と述べている。

次に筆者は、マクドナルド内閣にたいするラスキの不満についても述べている。そのひとつとして、労働党政権下においても依然として、政治・経済・行政の分野におけるリーダーがエリート大学出身者によって占められていることが例としてあげられている。ここからラスキが、支配階級がおとなしく特権を放棄するのか、政治的民主主義の手段によって社会的民主主義は達成できるのか、というきわめて現実的な問題に遭遇してくる状況が、筆者によって述べられている。この点については、一九二〇・三〇年代以降、イギリス以外の国々でも、より深刻な問題となっていたのだから、できれば、そうした比較考察が欲しかった。

次に、失業問題の処理についての失敗によって労働党政府が崩壊するプロセスが述べられ、それとの関連で、モズリー的なファシズムの方向や一部の党員の左傾化について言及されている。こうした方向は、ディクテイターシップの強調という形をとるが、ラスキは議会制民主主義の立場を堅持し、そのことが将来の「同意による革命」という路線につながっていくことが理解できる説明になっている。

にもかかわらず、ラスキが、ファシズムやソ連独裁ではないが、危機状況の回避のためには「緊急権力法」のようなものを制定して、強権を発動する必要があると考えていた点が述べられている。しかしこのことは、あくまでも、ラスキが議会主義的手段を基礎にしている点についても筆者は指摘することを忘れていない。

そしてラスキは、マクドナルドが、内閣にも労働党にも何ら相談することなく、挙国内閣を形成したことを、議会主義の危機として厳しく批判し、労働党の自己改革の必要を痛感するようになる。ラスキが、「宗教的熱情」が必要だと述べ、つづく第三章で述べられているように、マルクス的要素を取りいれるよう提案してくるのも、迫りくるファシズムの危機、労働党の指導者自身による議会制民主主義の破壊という状況と深くかかわっているように思われる。

第三章「議会制民主主義の危機と『マルクス主義』」で筆者は、ラスキの「マルクス主義」理解を検討している。一九三三年三月のマルクス死後五〇周年記念の講演で、ラスキは「労働党をマルクス主義政党にする時ではなかろうか」と述べるのだが、そのさいのラスキにおける「マルクス主義」の含意を確定することが、この章の課題とされる。周知のように、三〇年代のラスキは「マルクス主義者」であると自認し、三五年の著作『国家―その理論と現実』は多元的国家論からマルクス主義国家論への到達と評されているのであるが、筆者は「ラスキは通常の意味でのマルクス主義者とは言えない」と結論づける。その根拠として筆者は、二〇年代のラスキのマルクス主義理解について、(1)マルクスがその歴史観において宗教や国民性など非経済的要素を軽視しているとラスキが批判していること、(2)ラスキはマルクスの剰余価値論を理解していたとは思われないこと、(3)国家論についてはマルクスを基本的に受けいれていること、(4)しかし革命論・戦術論では暴力革命・プロレタリア独裁を拒否し、平和革命・漸進主義を主張していること、と整理する。さらに三〇年代に入って漸進主義に絶望しソヴィエト・ロシアを積極的に評価するようになっても、(1)ボルシェヴィキ的暴力革命には一貫して否定的であること、(2)ソ連のプロレタリア独裁には否定的で、肯定的に見ているのは改革への情熱や道徳的高揚など、ラスキが「ある種の宗教的熱情」と呼んだ精神的要素であること、(3)この精神的高揚を高く評価する視点から、ソ連共産主義とアメリカ・ニューディールが共に高く評価されていること、(4)他方、三〇年代にもマルクスの経済理論への言及は弱く、その帝国主義論もホブソン的なものであること、等から、ラスキのマルクス主義理解を「イギリス経験論・功利主義の伝統に根ざしたもの」であり、「経済論にあまり関与せず、もっぱら政治論」からのものであった、とする。

このような筆者の「ラスキのマルクス主義」評価は、筆者自身のマルクス主義理解が積極的に提示されておらず、「通常の意味でのマルクス主義とは言えない」と結論づけるさいの「通常の意味」がロシア的マルクス・レーニン主義に限定されている点で、今日的には、やや一面的であるとも言えるであろう。

またラスキがベンサム・ミル的な伝統の延長線上でマルクスを理解し、モリスの革命的社会主義をマルクス主義の原理だと理解していたことなどをあげたうえで、「ラスキがマルクス主義を十分理解していたかどうか疑わしいし、マルクス主義を受容したとはとうてい言えない」とするのも、筆者自身の「マルクス主義の概念」が必ずしも明確でないため、説得的ではない。かりにラスキがマルクス主義者でなかったにせよ、三〇年代、LSEの教師として、サヴィールやミリバンドら、すぐれたマルクス主義の歴史家・政治学者を育てたことからみて、この面からもラスキの「マルクス主義」について検討が加えられていたら、有益だったであろう。

しかし、この最後の点と関係するが、筆者が、ラスキのさまざまなマルクス主義・社会主義への言及から抽出した核心、「ラスキが主張した『マルクス主義』は、『宗教的熱情』を呼びさます源泉となるものだった」とする点は、ラスキの社会思想の特質を適確につかんだものであり、また本稿の主題である「同意による革命」の含意を明確にしていくうえで有効である、と評価しうる。

第四章「『同意による革命』論の形成―戦争とファシズムの脅威の下で」は、一九三二年のソーシァリスト・リーグの結成から四〇年五月のチャーチルの戦時内閣成立にいたる経過での、ラスキの思想における「同意による革命」論の胚胎過程を扱っている。ソーシァリスト・リーグ、共産党との統一戦線、レフト・ブック・クラブ、それに三七年労働党大会からのラスキの党執行部への参加と具体的活動が、分析の素材であり、ラスキの「同意による革命」が、国民的合意を待って革命を実行するという受動的なものではなく、客観的事態の展開が半ば強制的に合意を作りだすとともに、主体的に社会主義政策を導入していくという能動的意味をもつものと位置づけている。

この「同意による革命」論の成立条件を、筆者は四点に整理している。第一に、ラスキが、大量失業を生みだし戦争の影におびえねばならぬ自由放任の資本主義に決して復帰してはならないと決意していたこと。第二に、ファシズムとの対決のなかでラスキが西洋文明の積極的側面を評価し、勃発した第二次大戦を帝国主義戦争とは規定せず、民主主義のための戦争・自らの体制をも変革する戦争と位置づけたこと。第三に、ラスキが連帯責任の制約を受けいれ、それまでの労働党ブレーン的役割から党執行部に自ら加わり、組織の外からの批判ではなく内部から説得する道を選んでいったこと。第四に、最も重要な条件としてイギリスが自己の生存をかけてたたかったという特殊な客観的事態が出現したことである。そして、こうした条件のもとでラスキが、将来の社会主義社会の理念を提示するばかりでなく、労働党が採用すべき具体的な代替政策を示すようになった、とする。

この過程の具体的分析は、用いる史資料も周到で、説得的である。とりわけ、党執行部内で人民戦線を支持する少数意見を述べながら、共産党との提携を拒否する党のパンフレットを自ら執筆したラスキの思考過程の解説や、チェンバレン的宥和政

策への批判のなかから反ファシズム戦争支持の立場をかためていくプロセスの解明は、筆者の社会思想史研究者としてのすぐれた資質を示している。

ただし筆者が「はじめに」で「今日まで続くラスキ評価をかなりの程度まで規定してしまった」思想研究として挙げ、本稿でこれを超えることをめざしたハーバード・ディーンの著名な著作『ハロルド・ラスキの政治思想』が、「収縮の段階における資本主義の制度的技術」というラスキのファシズム観を厳しく批判し、「ラスキがファシズムの真の本質を理解できなかったのは、彼が単純なマルクス・レーニン主義の国家分析を受けいれた結果の一つにすぎない」とまで酷評していたことを考慮にいれれば、ラスキのファシズム理解にほとんど言及されていないのは、その「民主主義」の分析がすぐれているだけに、惜しまれる。

しかし、この期のラスキを、知識人と実践政治との内面的緊張関係として分析した手法は、あざやかであり、従来のラスキ研究を大きく超えるものであるといえよう。

第五章では、第二次大戦下、大英帝国にかわるイギリス生存のための代替戦略としてラスキが展開した「同意による革命」論そのものが詳述される。

ラスキが考えた変革の条件は、一方ではチャーチルの指導力、他方ではその指導を受けいれる国民とくに地方の活動家や兵士・労働者の意識の変化であった、とされる。変革のためのチャーチルの指導力は、ラスキが尊敬してやまないルーズヴェルトからの圧力によって補強されるものとラスキ自身期待したようだが、直接的には、戦時内閣に入閣した労働党大臣の役割、その労働党大臣に働きかけるラスキ自身所属した労働党全国執行委員会の活動、これにたいする地方活動家からの強力な支持、これら一連の行動のプログラムのなかに「同意による革命」の戦略がほぼ明らかにされた、と筆者は説明する。そのようなコンテクストからみて、かつてＬＳＥの教授ラスキの政治活動に反対した同校校長ベヴァリッジの作成したいわゆる「ベヴァリッジ報告」をラスキ自身労働党のプログラムに反映させ、戦時下の政治休戦を批判して「同意による革命」を労働党主導のものとして把握してゆく過程の分析と叙述は、筆者が最も力を入れた部分であり、十分説得的である。しかし、多くの問題で党内少数派にとどまったラスキの立場が「同意による革命」戦略の修正にどのようにかかわったのか、またそのこととラスキのリベラリズムがどのように関連するのか、今一歩踏みこんだ説明が望まれる。

「同意による革命」のめざす社会主義社会について筆者は、ラスキが不況と戦争によって強まった「コモン・ピープル」の連帯感・共同体意識を議論の出発点においたこと、J. S. Mill にさかのぼる自由な批判精神・最大限の個性尊重を重視したこと、スターリン体制から区別される「ロシア革命の中心原理」を称揚したことに注目する。そしてラスキの「同意による革命」がコミンテルン指導型の革命にたいするアンチテーゼであったという。たしかにラスキは、筆者が指摘するように、イン

ターナショナルを「協議機関」として再建する構想をもっていた。しかし、「同意による革命」を「ソ連の政治体制の変革をも含めたヨーロッパ革命のイデオロギー」とみなすための材料は、必ずしも十分ではないようである。

第六章「未完の『同意による革命』論」は、一九四五年総選挙における労働党の勝利から、一九五〇年総選挙の応援演説でラスキが気管支炎をこじらせ、その一ヵ月後に死亡するまでを扱う。

この段階では「同意による革命」の目標は、戦後社会主義の建設に向けられる。しかし「同意による革命」論自体は、その成立の経緯からして戦争に依存するところが大きく、平和の達成とともにそれ自体崩壊する危険にあった、と筆者はいう。事実、戦後のイギリス政治を特徴づけるアトリー・コンセンサスは、戦時内閣から継承した共通の外交政策と混合経済とを柱とするもので、ラスキはそれが「同意による革命」の障害になることを恐れた。そこで「同意による革命」論を平時に適用し、「普遍化」し、ラスキ・コンセンサスを確立することが彼の課題になった、と筆者は指摘する。これは、ラスキの内面に立ちいった解釈であり、筆者の得意とするところである。

一九四五年の総選挙は、そのようなラスキの命運をかけた選挙であり、チャーチル対ラスキの対決という側面をもった、という筆者の指摘も誇張ではない。しかしこのときラスキは、彼の戦略論にしたがって地区活動家の意向を党の政策に反映させる労をとるよりも、党首更迭のための無益な策謀にふけり、さらに保守党系新聞にたいする、これまた無益な訴訟で力を浪費した、と筆者は批判する。これは当を得た批判だが、他方において労働党の勝利がアトリーの勝利であるとともにラスキの勝利でもあったこと、そのことからくるラスキ・コンセンサスの問題点にも同様に注意すべきであったように思われる。

ところで筆者によれば、ラスキは「同意による革命」論の普遍化・理論化の作業から大きく逸脱するようになる。ユダヤ人救出という観点からパレスチナ問題に没頭したため、冷戦の固定化に向かう政府に政策の転換を迫ることができなかっただけでなく、党執行部でも影響力を失うにいたる。これについて筆者は、いたずらに危機感をあおるラスキの「ジャーナリスト的な政治観察」など個人的な要因に説明を求め、労働党政府の下での「同意による革命」論展開の可能性はラスキ後の労働党史の問題として受けとめているようである。

晩年のラスキは、一九四八年版英訳『共産党宣言』への序文のなかで、先進資本主義国における革命に言及し、平和時における「同意による革命」論の簡単な輪郭をまとめている。筆者はこれを、ユーロ・コミュニズムまでつづく戦後ヨーロッパ社会主義の自立のための努力の重要な一部とみなし、とくにアトリー・コンセンサスの崩壊した今日、ラスキの「同意による革命」論の歴史的再評価の意義をたずねて本稿を終えている。

以下、本論文の総括的な評価をこころみる。

論述の細部についての問題点、疑問点は、すでに指摘した通りである。これを敷えんしていえば、ラスキのいう「同意」に

ついて、「革命」について、また筆者のいう「功利主義的マルクス理解」について、若干の理論的整理が可能かと思われる。モナルコ・マキからロックをへてベンサムにいたるラスキ自身の政治思想史研究のなかで、これらの概念のラスキにとっての意味を探ることも有益であろう。フェビアニズムとイギリス・マルクス主義とに共通する諸問題を検討することも可能であろう。しかしこれらの点についていえば、筆者は、ラスキに密着して「同意による革命」論そのものの展開およびその同時代的意義の究明に自らのテーマを限定したのであり、筆者自身による「同意による革命」論の理論化の問題の検討は、今後に残された課題といえよう。

ところで「同意による革命」論は、ラスキによる体系的説明がなく、筆者自身がラスキの同時代的発言の多様な記録―私信、メモランダム、党執行委員会議事録など―から発掘したものである。しかもそれは、ラスキの多彩な実践を通じて展開され、同時代人に測りしれない影響力をもった思想提言である。これを、そのようなものとして再構築し、ラスキの内面にたちいって思想のダイナミズムを描き出すことに成功した筆者の調査能力、適確な資料分析、社会思想史研究者としてのすぐれた資質は、高く評価されてよい。

とくに従来のラスキ研究によって解明できなかった一九三〇年代、四〇年代のラスキの影響力の源泉とその限界を明らかにした筆者の功績は大きい。ラスキ研究史上に新しい地平を切り開いたそのオリジナリティにおいて、また本稿全体に駆使された豊富な第一次資料の発掘およびその意義の解明において、本論文は、ラスキ研究のみならず、イギリス社会思想史研究に注目すべき貢献をしたものということができる。

よって審査員三名は、一致して、小笠原欣幸氏の「ハロルド・ラスキの『同意による革命』論研究」が社会学博士の称号を授与するにふさわしいものであると判断し、本委員会に推挙する。

昭和六一年三月七日

〔博士論文要旨〕

現代社会主義における所有と意思決定

西村可明

本書の目的は、社会的所有にもとづいて計画経済が営まれるという、マルクス主義古典の周知の命題を、現代社会主義の経験にそくして再吟味することにある。この再吟味が必要になるのは、マルクス未来社会構想を曲りなりにも導きの糸としつつ建設されてきた現代社会主義において、この命題の実現が難問であるために試行錯誤が続けられており、その過程でそれ自体がソ連型（集権的計画経済）、ユーゴ型（労働者自主管理）、ハンガリー型（分権的計画経済）へと多様化してきたからである。本書では、まず社会的（国家的）所有と計画・市場・民主々義との関連が、マルクスによっていかに構想され、その構想にいかなる問題があるのかを解明し、次いで、多様化しつつある現代社会主義において、この関連は実際にはいかなる状況にあるのか、そこにはいかなる問題があって、いかなる解決が試みられているのかを論述することが、企図されている。このように本書のテーマは社会主義所有論の領域に属するが、ここでは学問的営為よりも不毛なイデオロギー闘争に傾斜する傾向が散見されるため、本書では具体的な事実と、厳密な概念規定と、厳格な論理とを尊重する姿勢が堅持されている。第一章「マルクスの所有概念」で、所有概念を明確にしたのも、その努力の現われである。

第一章は、社会主義経済論の観点からマルクス所有概念を精密化し、所有関係への接近方法を確立することを目的とした試論である。そこでは我国における論争を概観しつつ、主として『経済学批判要綱』のマルクス見解を分析することによって、私見の提示が行われている。その主張は次の二点に要約できる。第一は、「所有とは人間が物に対して自己のものとして関係することである」と従来概念規定されてきたが、「自己のものとして」とは何かが曖昧模糊としていた点にメスを入れ、それは主体の「意思の支配領域として」の意味に他ならず、一定の特徴をもつ経済的意思決定とその実現が、所有概念の核心的内容

であることを解明した点にある。第二は、経済的意思決定の全社会的編成である所有関係にアプローチするさいには、一つには、それが経済活動を通じていかに再生産されるのか、その過程でそれを否定する条件がいかに形成されるのか、それは生産力発展にいかに作用するのかという観点から機能論的にアプローチすべきであること、もう一つは、意思決定の帰属の実態分析によって、生産手段からの勤労者の疎外の有無を解明し疎外論的にアプローチすべきであることを主張した点である。

第二章「いわゆる『個人的所有』の問題」は、平田清明氏による「個人的所有」の新解釈――それを「社会的であると同時に個人的でもある所有」と見なす見解――を継承する立場から、厳密な所有概念を適用しても新説の成立が可能なことを論証したうえで、議論の次元を従来の抽象的レベルから、経済的意思決定の具体的な社会的メカニズムのレベルに移して、そこで成立可能な解釈のバリアントを明示し、それらが現代社会主義批判としてもつ意義と限界を明らかにしたものである。本章は、厳密な所有概念にもとづき、議論のレベルを抽象的思想の世界から具体的社会的メカニズムの次元に移すことによって、従来の「個人的所有」論争に新たな一石を投じた点が特徴となっている。

第三章「マルクスの社会主義像」では、前章で明らかにされた、社会的所有における個人の主体的役割のマルクスによる承認が、彼の未来社会構想において保証されているか否かを考察し、あわせてそこでの社会と国家との関係を検討している。ここで解明されている点は、第一に、マルクス未来社会構想を経済システムとして見たばあい、そこでは需給調整原理として市場メカニズムが否定され、ポランニーら経済人類学者によって発見された互酬原理も否定されており、これらに代って、工場内管理ヒエラルヒーにおける上位の権威への下位の従属という特徴を、社会全体へと拡張適用する「一国一工場」構想が黙示的に提示されていること、第二に、マルクスが社会主義に関して設定している条件――例えば財の希少性、生活の手段としての労働、分業への隷属――を前提すると、利害対立の問題が発生するから、上記の権威には法的強制力を付与することが、従ってまた国家を導入することが必要になるが、マルクスにおいては黙示的な「一国一工場」構想を明示的に主張し、しかもそこへの国家導入の必要を強調したのがレーニンであり、このレーニン構想がソ連型社会主義の指導理念となっていること、第三に、国家を導入した「一国一工場」構想では、国家は政治的権力と経済的権力とを併せもつため強大化し、国家を社会の下位機関に変えるというマルクス構想とは逆に、社会の上に聳え立つ機関となるため、政治的民主々義の成立が困難になること、第四に、ソ連型計画経済の問題点の克服の方向は、マルクスの否定した市場の再評価と再導入にあること、以上である。本章では、マルクス未来社会構想の標識羅列型記述様式を避け、それを需給調整システムとして考察することによって、マルクスの経済システム構想には不整合の内在することが明示され、あわせてソ連型計画経済すなわち集権制における計画化プロセス

の特徴と問題点が論述されている。

第四章「社会的所有と国家的所有」は、社会主義の段階において、社会的所有は国家的所有という形態をとらざるをえないのか、後者は前者の形態でありうるのか、また両者の同一性を確保する条件は何かという、重要問題に取り組んだものである。そこでは、現代社会主義の現状認識として「国家的所有イコール社会的所有」を主張する通説が、批判的検討の俎上に載せられている。そのための準備として先ず国家的所有概念の精密化の作業を行い、次いで通説批判の諸見解を次の三つに整理している。すなわち、一、社会的所有を各企業レベルの協同組合的所有とみなす見解、二、社会的所有を社会全体の所有とみなしつつ国家的所有を拒否する見解、三、社会的所有が全社会の所有として国家的形態をとらざるをえないことを認めつつ、ソ連型社会主義の現状では国家的所有は社会的所有の内実を保持していないとみなす見解、以上三つがそれである。本章では通説と通説批判の第一見解および第三見解が考察され、その結果として次の結論が与えられている。第一に、通説批判の第三見解においては、オートノミーをもち市場で自由に行動する企業を国家が経済的レギュレーターの操作によって中央計画の実現に向けて誘導する計画化システムが模索されており、そこでの企業労働者集団に対して社会的所有の枠内で所有権を付与しようとする傾向が強いこと、従って社会的所有と企業所有とが重層的に構成される一種の分割所有の方向が追求されていることが指摘されている。第二に、国家的所有形態の現代における必然性を認めながら、ソ連型社会主義の現状では政治的民主々義が欠如しているため、国家的所有は社会的所有としての内実を持っていないとするブルス見解を継承しつつ、他方では、党・国家中央官僚層による生産手段所有という見解も、明確な所有概念にもとづき判断すれば誤りであることを論証し、従ってソ連型社会主義では、国家的所有イコール社会的所有という虚構のもとに、生産手段に対する党・国家中央官僚層による非所有の支配が政治的権力の掌握を支柱として形成されていることを明らかにしている。またこのような条件の下では、経済管理のトップ・レベルにおける経済管理者としての地位は、政治的権力者としての地位を前提するため、政治闘争に左右される不安定性をもつこと、政治的権力者は、経済的権力を利用して国民を政治的に従属させる強い力をもつと同時に、国民の経済生活への責任が自己に集中するために、経済運営次第で政治的権力の基盤が動揺するという弱さをも持つことを解明している。

第五章「スターリン時代『コルホーズ的・協同組合的所有』の実態」と第六章「ソ連におけるコルホーズの国家化」とは、生産手段の社会主義的社会的所有には、国家的所有と協同組合的所有との二形態があり、後者が前者に接近してきたとみなす通説を、「協同組合的所有」の実証分析を通じて徹底的に批判した論文であり、その実像を浮彫にした点がこの二章の特徴となっている。第五章では、スターリン時代コルホーズは、基本的経営問題における意思決定がコルホーズ員自身にではなく国家に帰属しており、その国家化傾向が顕著であって、コルホー

ズ員自身がその経営で創意を発揮する余地がないにもかかわらず、他方ではコルホーズ員は「協同組合」を理由に国有企業労働者のような所得保証を与えられず、その所得はコルホーズ経営ではなく個人「副業」経営に大きく依存しており、コルホーズの個人化傾向が顕著であること、その結果生じるコルホーズ経営への労働参加に対するコルホーズ員の消極性は、国内パスポート制度や作業日数の法律的義務づけなどの非経済的諸強制による労働確保によって回避されており、従って国家へのコルホーズ員の隷属関係が「コルホーズ的・協同組合的所有」の実際の経済的内容であったことが実証されている。第六章では、戦後のコルホーズの発展を実証的に跡づけ、近年ではコルホーズ財政・コルホーズ員家計の国家財政への依存という意味でのコルホーズの国家化が加わり、その国家化が全面的になりつつあること、コルホーズへの労働参加は非経済的強制ではなく経済的刺戟によってようやく確保されるようになってきていること、このことは一九七六年から一九八一年にかけてコルホーズ員に対しても国内パスポートが発給されて、コルホーズ員も移動の自由という近代的な基本的人権を保証されるようになった点に現われていること、このようなプロセスはコルホーズ員の国家財政資金への依存心の形成過程でもあったから、コルホーズの効率的経営の実現は困難であることなどが解明されており、第五章と第六章の実態解明にもとづいて、社会主義的所有の二形態論が事実の検証に耐えない謬論であることが主張されている。

第七章「非国家化とユーゴスラヴィア経済」では、先ずユーゴ・ソ連論争の概観を通じてユーゴスラヴィアの「直接的社会的所有」構想を検討し、次いでこの構想にもとづき実践されている経済運営の非国家化政策の特徴と問題点を解明する。ここでは第一に、第四章で紹介した通説批判の第二見解に属するユーゴ見解の特徴が明らかにされる。すなわち、国家独占として組織された国家的所有（集権制）は、長期間存続すると官僚制支配に陥り、共産党自体がこれを防衛する道具と化すから、革命はその当初においてすでに岐路に立たされているのだという適確な指摘を、他の東欧諸国が集権制の確立に向かいつつあった時期に行なったユーゴの論者の先駆性が評価されていると同時に、その国家「死滅」論はむしろ国家「解体」論であることが指摘されている。第二に、一九六五年以降推進されてきた経済運営の非国家化の経験を分析し、その意義と限界を明らかにしている。先ず一九六五年以降の制度改革が跡づけられ、次いでその結果生じた計画化制度の「真空状態」における、インフレーションや失業をもたらした自主管理企業行動が分析され、次の結論が与えられる。すなわち、労働者集団は企業経営の結果に対する責任は負担せずそれを社会に押しつけるのに対して、社会の側は結局その責任を引き受けるにもかかわらず、経済運営の非国家化のもとで企業経営に介入できないという矛盾があり、従って企業経営の結果に対する責任を引き受ける十分な覚悟をもって経営に当たる者がいないという独特な無責任体制が存在する、これがその結論である。そしてこの無責任体制を克

服するために導入された労働者自主管理計画化システムは、政府、企業をはじめあらゆる経済主体が対等平等な交渉に参加し、協定・協約を結んで経済調整をはかるというものであり、計画化において政府が強制力を使用しない点で国家性が回避され、計画化が労働者自身の手に委ねられている点で、労働者自主管理が首尾一貫させられているだけでなく民主的でもあるという特徴をもつことが明らかにされる。それと同時に、この計画化システムの下では、利害対立のため協定・協約の締結が延び延びになるとか、交渉のための情報量が企業の情報処理能力を上回るとかいった根本的欠陥が不可避であるため、このシステムは機能不全に陥るが、それを回避しようとすれば計画化システムに国家機能を導入する必要のあることが論証され、現代社会主義はソ連型のように国家化で首尾一貫することも、ユーゴ型のように非国家化で首尾一貫することも出来ず、折衷主義が不可避であってシステム選択の幅は狭いことが結論されている。本章はユーゴ労働者自主管理システムの客観的分析を目差したものといえる。

最終章「実績主義の強化とハンガリー所有論争」は、この折衷主義の道を歩むハンガリーの、わが国で近年とくに注目されている経済改革の動向を考察したものである。そこでは実績主義の強化の傾向――企業実績が改善されると企業構成員はより大きな価値のものを獲得するが、それが悪化するとより大きな価値のものを喪失し、その悪化に対する責任を、所得減、ポストの喪失、企業倒産などの形態で企業構成員に負担させるシステムの導入や強化の傾向が、一九八〇年代のソ連・東欧における制度変更や改革構想に共通に観察されることを指摘したうえで、その中で、実績主義強化と、社会主義経済システムに対する国民の価値観の再検討と、国家的所有の再検討とをワン・セットとして推進し、先駆的取組みを行なっているハンガリー経済改革の新段階を分析しており、本章は現代社会主義比較体制の視点から、ハンガリー経済改革の最新状況を分析したものである。まず、一九六八年経済改革構想は、市場で企業が利潤最大化を目差して企業家的行動をとり、これを中央計画機関が中央計画実現に向けて誘導するというものであったが、改革の結果実現された経済システムが集権制とも分権制とも異なる中途半端なものになった原因が指摘される。すなわち第一に、利潤最大化・効率最大化に一義的な関心を本来的にもてない国家機関が、国家的所有の代表者として企業を支配する点と、第二に、経済管理のトップ・レベルすなわち政治指導部が、経済生活の安定ということをきわめて広くかつ厳格に解釈する国民の世論に敏感に反応し、安定化政策を優先するために、市場が作動困難になる点の二つがそれである。前者を克服するために国家機関から奪い取った所有者機能を何処に帰属させるべきかをめぐり展開されている多様な所有構想を検討し、一九八〇年代後半の改革方向はそれの企業への帰属にあることが明らかにされる。後者を克服するのに必要となる、企業経営に対する企業構成員の責任負担の強化の問題は、現代社会主義に共通する投資過熱問題の中で集中的に議論されているため、この問題をソ連、ユ

ーゴ、ハンガリーを対象に考察し、現代社会主義経済システムには、例えば社会的（国家的）所有にもとづく計画化を原則とする以上、国家が経済運営の、従って企業経営の責任を多かれ少かれ負担せざるをえないこと、仮に企業が倒産しても完全雇用の原則のもとで失業の心配はいらないし、個人財産を失う心配もいらないことに示されるように、企業構成員の責任負担最小化メカニズムが組み込まれており、従ってこの経済システムは、企業経営効率化機能よりも経済生活安定化機能の方が働きやすいシステムであることを明らかにしている。従って効率の抜本的引上げが緊急課題になっている現代社会主義の将来が決して楽観できるものではなく、また企業経営効率や企業の技術革新の観点から見ると、「計画優位のもとでの市場」という構想が万能薬ではないことが指摘されている。

以上のように本書は、現代社会主義がそれに適した制度的枠組を模索している実情を、実証的、理論的に解明しようとした社会主義経済研究の書となっている。

〔博士論文審査要旨〕

論文題目　現代社会主義における所有と意思決定

論文審査担当者　関　恒義
高須賀義博
久保庭真彰

I　はじめに

社会主義は、資本主義の根幹である私的所有を廃して社会的所有に代え、そのもとで計画的経済運営をはかり、資本主義に見られるあらゆる形態の自己疎外を絶滅して質・量ともに豊かな社会を建設することを理念としていた。だが現在の社会主義の現実はその理念からほど遠いだけでなく、様々な困難をかかえて苦吟している。現在の社会主義研究は、社会主義の理念のアジテイションに終始するのではなく、社会主義の苦しい現実を直視して、それに大胆にメスを入れるものでなければならない。西村氏の博士請求論文はまさにその期待に応えたものである。

本論文は、所有とは再生産の諸条件に対する人間の「意思的関係行為」であるとする主体的・能動的把握を基本にすえ、社会的所有の実態を社会主義経済の再生産における意思決定の編

成様式の在り方にあるという視座から、現行のソ連・東欧社会主義の所有問題を徹底的に「現実論」として論じたものであり、以下の構成を取っている。

序論
第一章　マルクスの所有概念
第二章　いわゆる「個人的所有」の問題
第三章　マルクスの社会主義像
第四章　社会的所有と国家的所有
第五章　スターリン時代「コルホーズ的・協同組合的所有」の実態
第六章　ソ連におけるコルホーズの国家化
第七章　非国家化とユーゴスラビア経済
第八章　実績主義の強化とハンガリー所有論争

以上は、マルクス論（第一・二・三章）、ソ連論（第四・五・六章）、東欧社会主義論（第七・八章）に分けることができる。以下この三グループについて本論文の概略を述べ、最後にそれらに対するわれわれの評価を述べよう。

II　本論文の概略

(1)　マルクス論は本論文の序論であって、その意図は、マルクスの所有概念に新しい光をあてることによって西村氏自身の社会主義所有論の方法論を確立することである。マルクス論における西村氏の論述は以下の三点に要約できる。

第一、西村氏は、マルクスが『経済学批判要綱』で示した所有の「本源的規定」を精密化して、「所有とは、占有・利用・処分という物（再生産の諸条件）に対する人間の排他的意思支配である」と規定する。この主体的・能動的所有の把握が西村氏の基本視座である。この視座にたつことによって西村氏の所有論は、生産・分配・交換・消費の具体的経済活動の全体を包含する壮大な体系となり、その中核に「占有の社会的編成と生産関係の総体との関係」が据えられ、社会主義的所有に対する「機能論的アプローチ」のほかに「疎外論的アプローチ」（社会的所有に対して各経済主体の意思決定が疎外されているか否かという視点からの接近）の必要性が確認される。

第二、社会主義的所有の基本規定は社会的所有であるが、マルクスはそこにおいて同時に個人的所有も再建されると考えていた。この考えの真意は何かをめぐって様々な見解が対立しているが、西村氏の整理によれば、「生産手段は社会的所有、消費財は個人的所有という所有客体の二分法」的理解とすべての生産財が「社会的であると同時に個人的に所有される」とする理解が対立しており、西村氏は前者を徹底的に批判し、後者を積極的に主張する。そしてこの同時説が成立するか否かは「同一生産手段に対して社会全体の意思が及ぶことと、各個人の意思が及ぶことが同時に保証されるような社会的メカニズムを措定しうるか否かである」とする。これが西村氏の社会主義的所有論の中心課題であって、以下で見るように、西村氏の議論で生産および生産財に対する意思決定問題を執ように追求するのはこのためである。

第三、マルクスは社会主義の具体的イメージについて語るのには極めて禁欲的であったが、にもかかわらず彼には二つの異なった社会主義の構想があった。一つは「協同組合の連合体」構想であり、いま一つは「一国＝一工場」構想である。大雑把にいえば、後者がソ連で実際に採用されて集権的社会主義となり、前者の理念を追求しているのがユーゴスラビアである。西村氏は「一国＝一工場」構想は不可避的に国権主義に陥ることを指摘し、その批判が本論文の主題の一つであることを予告すると同時に、マルクスの社会主義像は極めて楽観的であり、かつまた一義的分明性に欠けているために、それらに依拠する社会主義的所有についてのイデオロギー論争は不毛であることを示唆する。

(2)　周知のように、ソ連は集権的社会主義である。その特徴は、西村氏の整理によれば、「生産手段に対する単一かつ唯一の国家意思の全面的排他的支配と、この意思に対する労働者集団や各個別労働者の従属とを特徴とする一枚岩的国有制を、社会主義に本来的な社会的所有の制度だとみなし、しかも国家の意思と社会の共通意思との同一性の確保を困難にする要因が政治制度自体のなかに組みこまれている点にある。」このような根本的難点を持つ集権的社会主義における所有を批判することは本論文の大きな柱であって、この課題を西村氏は、「社会的所有＝国家的所有」論の理論的批判とコルホーズ（協同組合的）所有の実態暴露の両面から行う。

ソ連型集権的社会主義における所有論の基本的特徴は、(1)国家的所有とコルホーズ的所有の二形態の存在、(2)国家的所有と社会的所有の同一視、(3)生産手段に対する国家機関による全面的・独占的・排他的支配としての国家的所有の三点にあり、基軸にあるのが「国家的所有＝社会的所有」論である。この論に従うかぎりソ連社会は「国権主義的社会」（エタティスト・モデル）に転落するというのが西村氏の判定である。この判定を下す過程で西村氏は、ユーゴスラビアからの同種の批判を紹介すると同時に、基本的には国家的所有の枠内にありながらソ連とは著しく異なった試みを行おうとしたチェコスロバキアの経済改革をめぐる論争（一九六七—一九六八年）を紹介している。それは、「非国家的全人民的所有」（セルツキー）と呼ばれるものであって、(1)中央計画の枠内での企業活動のオートノミーの承認、(2)企業における労働者自主管理の導入を特徴とする。これに対して西村氏は、それは「一種の分割所有……上級所有としての社会的所有あるいは国家的所有と下級所有としての集団的所有との二重構造」であるという評価をしている。

以上は社会主義的所有についての「理念論」である。その実状を明らかにする作業が残されている。まず西村氏は、ソ連における生産手段所有の現状については「ソ連型社会主義のもとでは、一方では生産手段の社会的所有が未確立であり、他方では政治官僚層による生産手段所有も同様に未確立だとしたならば、そこからは、国家的所有イコール全人民（社会）的所有という虚構のもとに、生産手段に対する党・国家中央官僚層による非所有の支配が政治的権力の掌握を支柱として形成されてい

るという現状規定の仮説がでてくる」という。これは「仮説」の形で述られているけれども、西村氏の結論的判定といってもよいものである。

ついで西村氏は戦前期のスターリン時代に公表されたコルホーズ関係の貴重なデータである一九三七年のデータなどを用いて、コルホーズ(協同組合)所有の実態を暴露する。スターリンが強行した農業集団化は、基本的には、協同組合農業(コルホーズ)の形で展開されることになるが、それは、国家的所有の低次の形態として容認されたものであって、(1)上から指示された生産計画を遂行するプログラムの作成権しか持たず、(2)コルホーズ議長の上からの任命に対してはせいぜい抵抗することしかできず、(3)狭い住宅付属地の保有が認められ、上から決められた労働時間を超える範囲で「個人的経営」が認められた制度である。ソフホーズと対比すれば若干の自主性があることは確かである。だがその代償として、(1)コルホーズでは、賃金が国によって保証されているソフホーズとは異なって、収入は国庫その他へ上納された後の残余の分配だけとされ、コルホーズ員の収入の多くは、コルホーズ経営(「社会化経営」)以外からの収入(「個人的経営」からの収入)に依存していた。西村氏の手堅い推計によれば、それでもコルホーズ員一人当の総所得は労働者・職員の六〇%程度であった。(2)さらに一九三三年に導入された「パスポート制」においてもコルホーズ員に対してはパスポートは与えられず、自由な移動が禁示される一方、他の分野で労働力が必要な場合には「組織的募集計画」によって強制的に移動させられた。このような実態を総括して西村氏は、スターリン時代におけるコルホーズ員は「無権利状態」にあったとして、「『コルホーズ的・協同組合的所有』制度の実際の内容は、国家による意思決定の横奪、所得面での無責任放置および非経済的諸強制を特徴とする、コルホーズ員の国家への隷属関係であった」と結論するのである。

このような農奴的隷属関係に変化が生じるのはいわゆるフルシチョフ農政以後であるが、それは、一方では経済的刺激を導入しつつコルホーズの「国家化」を推進し、他方では非経済的強制の削減をはかった(コルホーズ員へのパスポート制の導入は一九七四年)。本論文の第六章はこの経過を詳細にフォローしている。

(3) ユーゴスラビアは現存する独自の分権型社会主義国である。その特徴は、非国家化(deetatization)と労働者自主管理の導入・徹底化にある。それを基礎づける所有概念として「生産者の直接的社会的所有」が主張されているが、西村氏によれば、「この概念の内容はきわめてあいまい」であって、その乱用が経済運営上の難問を引きおこしている。すなわち、非国家化のゆきすぎ(計画化の「制度的真空状態」の発生)と労働者自主管理企業のエゴイズムが合体された結果、ユーゴスラビア経済ではインフレーションと失業を深刻化させたのである。このような問題が発生するのは、西村氏の分析によれば、労働者自主管理システムには「一つの基本的矛盾」、すなわち、企業は大きなオートノミーを持っているが、その結果生じたマイナ

スは社会に押しつけるのに対して、社会を代表する国家には企業を規制する権限があまり与えられていないという矛盾があるためである。西村氏は、このような状態においては「経済運営に関する社会全体の意思形成とその実現という意味での社会的所有は実現されていない」と判定している。一九七〇年代半ばから試みられている自主管理計画化システムについても西村氏は詳細にフォローしているが、その機能不全が「国家機能の復活」の必要を示していることを明快に析出している。

　本論文の最後（第八章）は一九六八年以降のハンガリーの経済改革に当てられている。この特徴は、国家的所有＝全社会的所有の枠組のなかで企業に一定のオートノミーを与え、市場メカニズムを利用して negative incentive を強化しようとする点にある。これを西村氏は「実績主義の強化」と呼んでいる。この改革は市場メカニズムが十分に作動しなかったために不徹底に終った。現行社会主義に共通している投資過熱問題は経済改革後もおさまらなかったのである。この欠陥を除去するために最新の経済改革構想では銀行の営利企業化と企業への自主管理の導入が検討されている。この新改革構想が有効であるか否かを検討をする中で西村氏は二つの点に注目する。第一、国家的所有＝全社会的所有の枠内での企業オートノミーの拡大は、「所有の二重化」であって、投資の「混合決定」を生み、企業責任の所在が不明確になり、「経営責任負担最小化傾向」が発生する。第二、国家は経済生活の安定に対して責任を持っており、企業倒産を放置することはできない。以上の分析を基にして「ハンガリーを含めてソ連・東欧諸国における現代社会主義経済システムは、現代資本主義と対比して、それを経済生活安定化システムとして機能させることは相対的に容易であるのに対して、企業経営の効率化システムとして機能させることは、一層困難であると思われる」というのが西村氏の結論である。

Ⅲ　本論文の評価

　本論文の功績は、概括的にいえば、社会主義における所有問題の焦点を、生産・交換・分配・消費の全分野を包摂する意思決定の社会的編成にあるとするすぐれた着想に基づいて、ソ連・東欧社会主義の所有問題を「具体的事実と、厳密な概念規定と、厳格な論理」（序論）でもって包括的・体系的に解明したという点にある。さらに詳細に述べれば、以下の諸点が本論文のメリットである。

(1)　マルクスの所有概念を、イデオロギー論争の用具としてではなく、社会主義的所有分析の方法論として新しく発掘した。

(2)　マルクスの二つの社会主義像、すなわち、「連合体」構想と「一国＝一工場」構想はまったく異なったものであることを明確にすると同時に、後者は不可避的に国権主義に陥ることを明らかにした。

(3)　社会主義的所有に対して「機能論的接近」と同時に「疎外論的接近」が必要であるとした。これは、所有問題を意思決定の社会的編成の問題とした西村氏の問題設定によって確立された視座である。

(4)　ソ連論では「国家的所有＝社会的所有」論と「社会的所有の二形態」論の問題点および欺まん性を徹底的に暴露した。特にコルホーズ的所有の実態を実証した研究は我国では西村氏のものが最も本格的であり、それは氏の「疎外論的接近」のみごとな適用例である。この種の研究は他国でも類例が少ない。

(5)　東欧社会主義論では柔軟な現実的評価が注目される。ユーゴスラビアの自主管理型社会主義は、我国ではその理念が一方的に美化されがちであるのに対して、西村氏は非国家化のゆきすぎが「社会的所有の未実現」状態をもたらしたと厳しい評価を与えている。

(6)　集権的社会主義の欠陥を市場メカニズムの導入によって克服しようとする改革の試みを意思決定の社会的編成の仕組みとして制度的に定着させる上での困難性を正当に指摘している。実際この困難性をこれほど具体的に指摘した研究は我国ではない。

以上が本論のメリットであるが、若干の問題点あるいはもっと十分に論じてもらいたかった点がないわけではない。

(1)　不毛なイデオロギー論議を徹底的に排した点は本論文の良い点であるが、現行社会主義において所有問題がイデオロギーとしてホットな係争点となっているのはまぎれもない事実であって、そうならなければならない理由、つまり、イデオロギー問題としての社会主義的所有の背景の解明はあってもよかったといえる。

(2)　ソ連論では、コルホーズ（協同組合）的所有の分析は極めて具体的かつ詳細であるのに対して、国営企業の意思決定メカニズムの分析はやや手薄である。これはその種の研究業績が他に多いためであろうと考えられるが、社会主義的所有の包括的・体系的研究としては惜しまれるところである。

(3)　東欧社会主義において所有形態の多様化を模索するなかで、協同組合的所有を重視する見解が有力なものとしてあるが、これに対する適切な分析がないのは画竜点晴を欠く。

だが以上は西村氏に今後補充してもらいたい論点であって、本論文の価値を低めるものではないのは言うまでもない。

われわれ審査員一同は、所定の試験結果をあわせ考え、西村氏が一橋大学経済学博士の学位を受けるに足るものと判定する。

以上

昭和六一年三月一〇日